

1 新型コロナウイルス感染症に伴う「学びの保障」

各学校においては、社会全体が長期間にわたり、新型コロナウイルス感染症とともに生きていかなければならないという認識に立ちつつ、感染症対策と児童生徒の健やかな学びを保障することとの両立を図っていくことが重要です。

◆ 「学びの保障」に向け、次年度以降の教育課程編成に係る留意事項

新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた学校教育活動の実施に当たっては、学校・家庭・地域が連携し、あらゆる手段で、児童生徒を誰一人取り残すことなく、最大限に学びを保障するという観点に立って対応していくことが大切です。

また、今後の地域の感染状況等により、柔軟な対応が可能となるよう、ICT 環境の整備も含めた準備を進めておく必要があります。

各学校においては、感染防止対策を徹底した上で、年間指導計画の見直しや指導方法の一層の工夫改善等により、「学びの保障」のための教育課程を編成することが求められています。

留意事項

学習活動の工夫を生かした学習効果の最大化

令和2年度、新型コロナウイルス感染症の影響による臨時休業からの学校再開後に、教育活動や時間の配分等を再検討し、学習活動を工夫したことを生かし、令和3年度以降の教育課程編成に当たっても学習の効果を最大化できるようにすることが大切です。

学習内容の確実な定着に向けた学び直しの時間

定着が十分でない学習内容がある場合は、令和3年度に、単元の冒頭に学び直しの時間を位置付けるなど、確実に身に付けさせるよう指導計画や指導方法を工夫することが大切です。

◆ 非常時にやむを得ず学校に登校できない児童生徒に対する学習指導

感染症や災害の発生等の非常時においても、当該感染症や災害等の状況に応じて、地域や学校、児童生徒の実情等を踏まえながら、可能な限り感染リスクを低減させ、あるいは安全を確保した上で、学校運営の方針について保護者の理解を得ながら、早期に教育活動を再開させ、児童生徒が登校して学習できるようにすることが重要です。

同時に、非常時にやむを得ず学校に登校できない児童生徒に対しては、学習に著しい遅れが生じることのないようにするとともに、規則正しい生活習慣を維持

し、学校と児童生徒との関係を維持することが重要です。このため、感染症や災害等の状況に応じて、地域や学校、児童生徒の実情等を踏まえながら、学校において必要な措置を講じ、特に非常時において、一定の期間、児童生徒がやむを得ず学校に登校できない場合には、例えば Web 会議システムを活用するなどして、指導計画等を踏まえた教師による学習指導と学習状況の把握を行うことが重要です。

〔学習指導を行う際の留意事項〕

学習指導を行う際には、感染症や災害等の状況に応じて、地域や学校、児童生徒の実情等を踏まえながら、主たる教材である教科書に基づいて指導するとともに、教科書と併用できる教材等（例えばデジタルまたはアナログの教材、オンデマンド動画、テレビ放送等）を組み合わせたリ、ICT 環境を活用したりして指導することが重要です。また、課題を配信する際には児童生徒の発達の段階や学習の状況を踏まえ、適切な内容や量となるよう留意する必要があります。

〔家庭の事情等により特に配慮を要する児童生徒への対応〕

家庭の事情等により特に配慮を要する児童生徒に対しては、ICT 環境の整備のため特段の配慮措置を講じたり、地域における学習支援の取組の利用を促したり、特別に登校させたりするなどの対応をとることが必要です。

◆ 感染症対策を講じてもお感染リスクが高い学習活動の工夫例

感染症対策を講じてもお感染のリスクが高い学習活動の実施に当たっては、「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル～『学校の新しい生活様式』～」を遵守するとともに、地域や学校の実情に応じて、本道の小・中学校における具体的な工夫例をまとめた資料「学校における『感染症対策を講じてもお感染のリスクが高い学習活動』実践事例」を活用するなどして、児童生徒の学びを最大限に保障することが大切です。

〔参考資料〕

- 「学校における『感染症対策を講じてもお感染のリスクが高い学習活動』実践事例」

